

令和4年12月

第126回丹波市議会定例会議案書

**人事案件は
白ページにしています。
(P 1 ~ P 2)**

議案第87号

丹波少年自然の家事務組合規約の変更に係る協議について

丹波少年自然の家事務組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議決を求める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

丹波少年自然の家事務組合規約の一部を改正する規約

丹波少年自然の家事務組合規約（昭和54年4月1日規約第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「尼崎市」を削る。

第5条中「18人」を「16人」に改める。

別表中「尼崎市」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第88号

丹波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

丹波市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法の定めるところにより保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 附 則
- (施行期日)
 - 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(丹波市個人情報保護条例の廃止)
 - 2 丹波市個人情報保護条例（平成16年丹波市条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
(経過措置)
 - 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第13条、第22条又は第25条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
 - 4 施行日前に旧条例第26条の2の規定により旧条例第30条に規定する個人情報保護審査会にされた諮問は、丹波市行政不服審査会設置条例（平成28年丹波市条例第3号）第1条に規定する丹波市行政不服審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 - 5 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表個人情報保護審査会委員の部を削る。
(丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)
 - 6 丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中「丹波市個人情報保護条例（平成16年丹波市条例第10号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（丹波市行政不服審査会設置条例の一部改正）

7 丹波市行政不服審査会設置条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1） 審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

（2） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

議案第89号

丹波市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例

丹波市法令遵守の推進等に関する条例（平成29年丹波市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに同条第3項に規定する特別職の職員のうち副市長及び教育長」を「に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）」に改め、同条第2号イ中「並びにその役員及び従事者」を「が行う当該事務又は事業に従事している者」に改め、同号ウ中「並びにその役員及び従事者」を「が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者」に改め、同号エ中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」に改め、同号に次のように加える。

オ 公益通報の日前1年以内にアからエまでのいずれかの者であった者
カ 受託者の役員及び指定管理者の役員

第2条第6号中「外部通報」を「外部公益通報」に改め、「労働者」の次に「（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいい、公益通報の日前1年以内に労働者であった者を含む。以下同じ。）若しくは役員」を加え、同条第9号中「（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）」を「又は役員」に改める。

第5条第7項中「又は自己」を「又は自己等」に改める。

第12条第1項中「職員」の次に「（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員に限る。）」を、「するとともに」の次に「、その内容を記録し」を加え、同条に次の1項を加える。

3 職員（地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）に限る。）は、不当要求行為等があったときは、これを拒否するとともに、その内容を記録し、当該記録を審査会に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の丹波市法令遵守の推進等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた公益通報及び不当要求行為等について適用し、この条例の施行の日前にされた公益通報及び不当要求行為等については、なお従前の例による。

議案第90号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第35条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係) 行政職給料表

(単位:円)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500

14	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600	394, 800
15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000
16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600

55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600				
95		295, 200	343, 100				

96		295, 600	343, 500					
97		295, 800	343, 700					
98		296, 100	344, 100					
99		296, 500	344, 500					
100		296, 900	344, 800					
101		297, 100	345, 100					
102		297, 400	345, 500					
103		297, 800	345, 900					
104		298, 100	346, 300					
105		298, 300	346, 800					
106		298, 600	347, 200					
107		299, 000	347, 600					
108		299, 300	348, 000					
109		299, 500	348, 500					
110		299, 900	348, 900					
111		300, 300	349, 200					
112		300, 600	349, 500					
113		300, 800	350, 000					
114		301, 000						
115		301, 300						
116		301, 700						
117		301, 900						
118		302, 100						
119		302, 400						
120		302, 700						
121		303, 100						
122		303, 300						
123		303, 600						
124		303, 900						
125		304, 200						
再任 用職 員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第7条関係) 医療職給料表

(単位: 円)

職務の級 号給	1級		2級	
	給料月額		給料月額	
1		400, 400		471, 700
2		403, 300		474, 000
3		405, 900		476, 200

4	408, 600	478, 500
5	411, 000	480, 700
6	413, 300	482, 900
7	415, 400	485, 100
8	417, 300	487, 300
9	419, 500	489, 300
10	422, 200	491, 400
11	424, 800	493, 500
12	427, 500	495, 600
13	429, 900	497, 700
14	432, 400	499, 800
15	434, 800	501, 900
16	437, 300	504, 000
17	439, 300	506, 100
18	441, 700	508, 100
19	444, 000	510, 100
20	446, 400	512, 100
21	447, 900	513, 900
22	450, 300	515, 700
23	452, 600	517, 600
24	454, 900	519, 500
25	456, 900	521, 200
26	459, 200	523, 000
27	461, 400	524, 800
28	463, 700	526, 600
29	465, 800	528, 200
30	468, 100	530, 000
31	470, 400	531, 800
32	472, 600	533, 600
33	474, 600	535, 200
34	476, 700	537, 000
35	478, 800	538, 700
36	480, 900	540, 500
37	483, 000	542, 100
38	484, 800	543, 700
39	486, 600	545, 100
40	488, 400	546, 700
41	490, 100	548, 200
42	491, 900	549, 600
43	493, 700	551, 000
44	495, 500	552, 300

45	497, 100	553, 500
46	498, 800	554, 500
47	500, 600	555, 500
48	502, 400	556, 500
49	504, 000	557, 500
50	505, 300	558, 400
51	506, 600	559, 300
52	507, 900	560, 200
53	508, 900	561, 000
54	510, 200	561, 900
55	511, 500	562, 800
56	512, 800	563, 700
57	513, 800	564, 600
58	514, 600	565, 500
59	515, 400	566, 400
60	516, 200	567, 100
61	517, 100	568, 000
62	517, 900	568, 900
63	518, 800	569, 800
64	519, 600	570, 700
65	520, 500	571, 600
66	521, 400	572, 500
67	522, 100	573, 400
68	523, 000	574, 300
69	523, 900	575, 200
70	524, 700	576, 100
71	525, 600	577, 000
72	526, 500	577, 900
73	527, 300	578, 800
74	528, 200	579, 700
75	529, 100	580, 600
76	529, 800	581, 500
77	530, 600	582, 400
78	531, 500	583, 300
79	532, 400	584, 200
80	533, 300	585, 100
81	534, 100	586, 000
82	535, 000	586, 900
83	535, 900	587, 800
84	536, 800	588, 700
85	537, 600	589, 600

86	538, 500	590, 500
87	539, 400	591, 400
88	540, 300	592, 300
89	541, 100	593, 200

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 丹波市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第35条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375, 000」を「376, 000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係） 行政職給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	150, 100	198, 500
2	151, 200	200, 300
3	152, 400	202, 100
4	153, 500	203, 900
5	154, 600	205, 400
6	155, 700	207, 200
7	156, 800	209, 000
8	157, 900	210, 800
9	158, 900	212, 400
10	160, 300	214, 200
11	161, 600	216, 000
12	162, 900	217, 800
13	164, 100	219, 200
14	165, 600	221, 000

15	167, 100	222, 700
16	168, 700	224, 500
17	169, 800	226, 100
18	171, 200	227, 800
19	172, 600	229, 400
20	174, 000	230, 900
21	175, 300	232, 200
22	177, 800	233, 800
23	180, 300	235, 400
24	182, 800	236, 900
25	185, 200	237, 900
26	186, 900	239, 400
27	188, 500	240, 700
28	190, 200	241, 900
29	191, 700	243, 100
30	193, 400	244, 100
31	195, 200	245, 100
32	196, 900	246, 100
33	198, 500	247, 200
34	199, 900	248, 100
35	201, 400	249, 000
36	202, 900	250, 000
37	204, 200	250, 900
38	205, 500	252, 200
39	206, 700	253, 400
40	208, 000	254, 700
41	209, 300	256, 000
42	210, 600	257, 400
43	211, 900	258, 600
44	213, 200	259, 800
45	214, 300	260, 900
46	215, 600	262, 100
47	216, 900	263, 400
48	218, 200	264, 500
49	219, 200	265, 600
50	220, 300	266, 600
51	221, 300	267, 800
52	222, 300	268, 900
53	223, 300	269, 900
54	224, 200	270, 900
55	225, 100	272, 000

56	226, 000	273, 100
57	226, 300	274, 000
58	227, 100	275, 000
59	227, 800	275, 900
60	228, 500	277, 000
61	229, 200	278, 100
62	230, 000	279, 100
63	230, 700	280, 000
64	231, 300	281, 000
65	231, 900	281, 500
66	232, 500	282, 400
67	233, 100	283, 100
68	233, 800	284, 000
69	234, 500	285, 000
70	235, 100	285, 800
71	235, 600	286, 600
72	236, 300	287, 400
73	237, 000	288, 200
74	237, 600	288, 700
75	238, 200	289, 100
76	238, 700	289, 600
77	239, 300	289, 800
78	240, 000	290, 100
79	240, 700	290, 300
80	241, 200	290, 700
81	241, 700	290, 900
82	242, 300	291, 100
83	242, 900	291, 500
84	243, 400	291, 800
85	243, 900	292, 100
86	244, 500	292, 400
87	245, 100	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600

97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300
123		303, 600
124		303, 900
125		304, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度

任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2 (第4条関係) 医療職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	400, 400	471, 700
2	403, 300	474, 000
3	405, 900	476, 200
4	408, 600	478, 500
5	411, 000	480, 700
6	413, 300	482, 900

7	415, 400	485, 100
8	417, 300	487, 300
9	419, 500	489, 300
10	422, 200	491, 400
11	424, 800	493, 500
12	427, 500	495, 600
13	429, 900	497, 700
14	432, 400	499, 800
15	434, 800	501, 900
16	437, 300	504, 000
17	439, 300	506, 100
18	441, 700	508, 100
19	444, 000	510, 100
20	446, 400	512, 100
21	447, 900	513, 900
22	450, 300	515, 700
23	452, 600	517, 600
24	454, 900	519, 500
25	456, 900	521, 200
26	459, 200	523, 000
27	461, 400	524, 800
28	463, 700	526, 600
29	465, 800	528, 200
30	468, 100	530, 000
31	470, 400	531, 800
32	472, 600	533, 600
33	474, 600	535, 200
34	476, 700	537, 000
35	478, 800	538, 700
36	480, 900	540, 500
37	483, 000	542, 100
38	484, 800	543, 700
39	486, 600	545, 100
40	488, 400	546, 700
41	490, 100	548, 200
42	491, 900	549, 600
43	493, 700	551, 000
44	495, 500	552, 300
45	497, 100	553, 500
46	498, 800	554, 500
47	500, 600	555, 500

48	502, 400	556, 500
49	504, 000	557, 500
50	505, 300	558, 400
51	506, 600	559, 300
52	507, 900	560, 200
53	508, 900	561, 000
54	510, 200	561, 900
55	511, 500	562, 800
56	512, 800	563, 700
57	513, 800	564, 600
58	514, 600	565, 500
59	515, 400	566, 400
60	516, 200	567, 100
61	517, 100	568, 000
62	517, 900	568, 900
63	518, 800	569, 800
64	519, 600	570, 700
65	520, 500	571, 600
66	521, 400	572, 500
67	522, 100	573, 400
68	523, 000	574, 300
69	523, 900	575, 200
70	524, 700	576, 100
71	525, 600	577, 000
72	526, 500	577, 900
73	527, 300	578, 800
74	528, 200	579, 700
75	529, 100	580, 600
76	529, 800	581, 500
77	530, 600	582, 400
78	531, 500	583, 300
79	532, 400	584, 200
80	533, 300	585, 100
81	534, 100	586, 000
82	535, 000	586, 900
83	535, 900	587, 800
84	536, 800	588, 700
85	537, 600	589, 600
86	538, 500	590, 500
87	539, 400	591, 400
88	540, 300	592, 300

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1級		2級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	136, 200		147, 700
2	137, 100		148, 700
3	138, 100		149, 800
4	139, 000		150, 800
5	140, 000		151, 900
6	141, 000		153, 300
7	142, 000		154, 500
8	143, 000		155, 700
9	143, 800		156, 800
10	144, 800		158, 000
11	145, 800		159, 200
12	146, 900		160, 400
13	147, 700		161, 500
14	148, 700		163, 000
15	149, 800		164, 500
16	150, 800		166, 000
17	151, 900		167, 400
18	153, 300		168, 800
19	154, 500		170, 300
20	155, 700		171, 800
21	156, 800		173, 100
22	158, 000		174, 800
23	159, 200		176, 500
24	160, 400		178, 200
25	161, 500		179, 900
26	163, 000		181, 300
27	164, 500		183, 000
28	166, 000		184, 500
29	167, 400		187, 400
30	168, 800		188, 700
31	170, 300		190, 100
32	171, 800		191, 300
33	173, 100		192, 300
34	174, 800		193, 800

35	176, 500	195, 200
36	178, 200	196, 500
37	179, 900	197, 900
38	181, 300	198, 900
39	183, 000	200, 200
40	184, 500	201, 200
41	187, 400	202, 400
42	188, 700	203, 500
43	190, 100	204, 600
44	191, 300	205, 700
45	192, 300	208, 500
46	193, 800	209, 700
47	195, 200	211, 100
48	196, 500	212, 300
49	197, 900	213, 600
50	198, 900	215, 000
51	200, 200	216, 400
52	201, 200	217, 800
53	202, 400	219, 100
54	203, 500	220, 700
55	204, 600	222, 300
56	205, 700	223, 700
57	208, 500	224, 900
58	209, 700	226, 400
59	211, 100	227, 900
60	212, 300	229, 200
61	213, 600	230, 000
62	215, 000	230, 700
63	216, 400	231, 600
64	217, 800	232, 600
65	219, 100	233, 200
66	220, 700	234, 700
67	222, 300	236, 000
68	223, 700	237, 000
69	224, 900	238, 300
70	226, 400	239, 500
71	227, 900	240, 800
72	229, 200	242, 000
73	230, 000	242, 800
74	230, 700	244, 000
75	231, 600	245, 200

76	232, 600	246, 300
77	233, 200	247, 400
78	234, 700	248, 400
79	236, 000	249, 500
80	237, 000	250, 500
81	238, 300	254, 100
82	239, 500	255, 300
83	240, 800	256, 300
84	242, 000	257, 400
85	242, 800	258, 300
86	244, 000	259, 300
87	245, 200	260, 400
88	246, 300	261, 300
89	247, 400	262, 200
90	248, 400	262, 900
91	249, 500	263, 800
92	250, 500	264, 700
93	254, 100	265, 700
94	255, 300	266, 700
95	256, 300	267, 600
96	257, 400	268, 500
97	258, 300	269, 400
98	259, 300	270, 500
99	260, 400	271, 500
100	261, 300	272, 300
101	262, 200	273, 200
102	262, 900	274, 100
103	263, 800	275, 100
104	264, 700	275, 900
105	265, 700	276, 500
106	266, 700	277, 300
107	267, 600	278, 200
108	268, 500	279, 100
109	269, 400	280, 000
110	270, 500	281, 100
111	271, 500	282, 100
112	272, 300	283, 100
113	273, 200	283, 800
114	274, 100	284, 700
115	275, 100	285, 600
116	275, 900	286, 700

117	276, 500	293, 300
118	277, 300	295, 100
119	278, 200	296, 800
120	279, 100	298, 600
121	280, 000	300, 000
122	281, 100	301, 700
123	282, 100	303, 300
124	283, 100	304, 800
125	283, 800	306, 300
126	284, 700	307, 900
127	285, 600	309, 500
128	286, 700	311, 200
129	287, 300	312, 200
130	288, 200	313, 600
131	289, 100	315, 000
132	290, 000	316, 500
133	290, 600	317, 600
134	291, 600	319, 100
135	292, 600	320, 500
136	293, 500	321, 900
137	294, 400	323, 500
138	295, 400	324, 700
139	296, 400	326, 000
140	297, 400	327, 200
141	298, 000	328, 300
142	298, 800	329, 200
143	299, 600	330, 300
144	300, 400	331, 400
145	301, 000	332, 500
146	301, 900	333, 600
147	302, 700	334, 600
148	303, 500	335, 600
149	304, 100	336, 600
150	305, 100	337, 600
151	306, 100	338, 600
152	307, 100	339, 600
153	307, 700	340, 500
154	308, 600	341, 500
155	309, 500	342, 500
156	310, 400	343, 500
157	311, 000	344, 400

158	311, 800	345, 300
159	312, 600	346, 200
160	313, 400	347, 000
161	314, 000	347, 800
162	314, 700	348, 600
163	315, 400	349, 400
164	316, 100	350, 100
165	316, 700	350, 800
166	317, 300	351, 500
167	317, 900	352, 100
168	318, 500	352, 700
169	318, 900	353, 100
170	319, 600	353, 900
171	320, 200	354, 700
172	320, 800	355, 400
173	321, 300	355, 900
174	322, 000	356, 600
175	322, 700	357, 200
176	323, 300	357, 800
177	323, 500	358, 200
178	324, 100	358, 800
179	324, 700	359, 400
180	325, 200	360, 000
181	325, 400	360, 500
182	326, 200	361, 100
183	326, 900	361, 700
184	327, 600	362, 300
185	327, 900	362, 800
186	328, 500	
187	329, 000	
188	329, 600	
189	329, 800	
190	330, 400	
191	330, 900	
192	331, 500	
193	332, 000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の丹波市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丹波市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第91号

職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(丹波市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市職員の定年等に関する条例(平成16年丹波市条例第29号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雜則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号。以下「給与条例」という。)第7条第2号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員(以下「医療職」という。)の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その」を「次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該職員」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由」を「に掲げる事由」に改め、「存し」を削り、「その期限」を「当該期限」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、給与条例第29条の規定により管理職手当を支給される職員の職（医療職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき規準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下の章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1）当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちで、きる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- （管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充すること

ができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるとときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるとときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場

合における定年退職日をいう。) を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雜則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年丹波市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条の医療職給料表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において

て、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年丹波市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「平成16年丹波市条例第29号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「定により引き続いて」を「の規定により引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は法第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 丹波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年丹波市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成16年丹波市条例第29号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「丹波市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第13条の部を削る。

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第19条の前の見出し中「部分休業」の次に「の承認」を加え、同条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第12条の前の見出しを削り、同条及び第13条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第12条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条 削除

第20条第2項第2号及び第24条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条第3項、第35条第2項、第37条の見出し及び同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 丹波市職員の定年等に関する条例(平成16年丹波市条例第29号。以下「定年条例」という。)第3条第2項の規定により勤務している職員

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

14 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第16項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生

じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
 - 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第14項及び第15項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
 - 17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
 - 18 附則第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第32条第5項(第35条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。
 - 19 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
(丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)
- 第6条 丹波市職員の特殊勤務手当支給条例(平成16年丹波市条例第48号)の一部を次のように改正する。
- 別表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
(丹波市職員等の旅費に関する条例の一部改正)
- 第7条 丹波市職員等の旅費に関する条例(平成16年丹波市条例第49号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
(丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 第8条 丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年丹波市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(丹波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 丹波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年丹波市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例（平成26年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年丹波市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(丹波市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第12条 丹波市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（令和2年丹波市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

(丹波市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 丹波市職員の再任用に関する条例（平成16年丹波市条例第30号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（平成16年丹波市条例第29号。以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延

長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用するこ

とをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
 - 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
 - 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
 - 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(本市が組織する地方公共団体の組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。)における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例

定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者

を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第6条の規定が適用される間における毎年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第5条の規定による改正後の丹波市職員の給与に関する条例附則第12項から第19項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(委任)

第14条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第92号

丹波市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

丹波市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、60歳とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、55歳とすることができる。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規

則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第93号

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例

丹波市立スポーツ施設条例（平成16年丹波市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表第2丹波市立春日総合運動公園附属設備使用料の表を次のように改める。
附属設備使用料

（消費税含む。）

附属設備	単位	金額		備考
		市内	市外	
スコアボードフルシステム	1時間	600円	600円	
		500円	500円	選手名及び審判名を表示しない場合
本部室及び放送室	1時間	270円	540円	冷暖房の使用を含む。
その他の室	1時間	150円	300円	冷暖房の使用を含む。

別表第2丹波市立スポーツピアいちじま施設使用料の表野球場の項中「880円」を「1,080円」に、「1,760円」を「2,160円」に改め、同表本部棟本部室（控室、放送設備、電光スコアボード含む。）の部を削る。

別表第2丹波市立スポーツピアいちじま夜間照明使用料の表の次に次の1表を加える。

附属設備使用料

（消費税含む。）

附属設備	単位	金額		備考
		市内	市外	
スコアボードフルシステム	1時間	600円	600円	
		500円	500円	選手名及び審判名を表示しない場合
本部室及び控室（放送設備含む。）	1時間	270円	540円	冷暖房の使用を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の使用料に関する規定は、令和5年4月1日以後の使用について適用し、同日前までの使用にかかる使用料については、なお従前の例による。

議案第94号

丹波市立交流施設条例を廃止する条例の制定について

丹波市立交流施設条例を廃止する条例を次のように定めることについて、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、同意を求める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立交流施設条例を廃止する条例

丹波市立交流施設条例（平成23年丹波市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第95号

市道路線の認定について（南246号線）

次の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

認定路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長	供用開始予定日
20040246	認定	南246号線	(起点) 丹波市氷上町谷村字 上布島598番2 (終点) 丹波市氷上町谷村字 大歳元649番3	412.4m	議決日の翌日

議案第96号

字の区域の変更について

字の区域を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議決を求める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

変更前			変更後	
大字	小字	地番	大字	小字
柏原町柏原	石田町南側	121、122	柏原町柏原	掛矢
	西町東側	534の1		西町西側
	西町	538		古市場町東側
山南町谷川	同天	489の1、489の2、4486、 4490	山南町金屋	中筋
	才ノ下	4483の2		才ノ下
	ツカタ	4493の2		森下
	天神ノ浦	967の1	山南町谷川	金場
	池ノ下	1173の1、1176の1、 1176の3から1176の6 まで、1196の3、1200の 1、1200の4、1211の1、 1211の3、1211の4		高田
	六反坪	1255、1255の1、1255の 4		
	大道ヶ谷	4154の9、4154の10		

備考 地番は、令和4年10月5日現在のものである。

議案第97号

柏原・氷上学校給食センター第3期厨房機器購入契約の締結について

柏原・氷上学校給食センター第3期厨房機器購入契約を次のとおり締結した
いので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条
例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 物品名 | 柏原・氷上学校給食センター第3期厨房機器 |
| 2 契約金額 | 33,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,000,000円) |
| 3 契約の相手方 | 名 称 株式会社 アイホー 神戸営業所
代表者 所長 佐宗 英樹
所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号 |

議案第98号

春日学校給食センター第1期厨房機器購入契約の締結について

春日学校給食センター第1期厨房機器購入契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和4年12月6日提出

丹波市長 林 時彦

- | | |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 1 物品名 | 春日学校給食センター第1期厨房機器 |
| 2 契約金額 | 53,900,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,900,000円) |
| 3 契約の相手方 | 名称 株式会社 アイホー 神戸営業所
代表者 所長 佐宗 英樹
所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号 |